

## 都筑区寄り添い型学習支援事業 評価委員会 評価指標

### 【評価方法】

- 評価は、5点、4点、3点、2点、1点の5段階評価とする。
- 各評価項目には、重要度に応じて係数を設ける。
- 評価の視点は次の通りとする。

5点	4点	3点	2点	1点
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている

- 評価委員会に出席する委員から、1点の評価を受けた項目のある提案者は、原則として選定しない。

### 【評価基準表】

関連 様式	No.	評価項目	評価基準	基礎点	係数	評価	最高点	比率	
<b>1 提案者の概要・事業実績</b>									
4	(1)	法人の概要	法人の概要や経営理念等が当該事業に適しているか。	1・2・3・4・5	×1		5		
	(2)	法人の事業実績	児童福祉や教育・青少年自立支援・健全育成関係事業の活動実績から十分に当事業を実施することができるかと認められるか。	1・2・3・4・5	×1		5		
<b>2 業務実施方針</b>									
5-1	(1)	現状の理解、課題認識	ア 子どもの貧困対策の現状や課題、高校進学についての現状や課題を十分に分析・把握できているか。	1・2・3・4・5	×1		5		
			イ 生活困窮状態等にある子どもの高校進学・高校定着についての、学習支援や相談支援に関する理解や考え方が十分にあると認められるか。	1・2・3・4・5	×1		5		
5-2		事業実施方針	事業の実施方針が現状や課題を踏まえたものになっているか。	1・2・3・4・5	×2		10		
<b>3 業務実施内容と実施手法</b>									
6-1	(1)	中学生に対する取組	ア 個々の対象者の学力の把握方法及び効果測定が具体的で適切であるか。	1・2・3・4・5	×3		15		
			イ 高校進学のためのプランの立案・進行管理、志望校決定に関する支援方法が適切であるか。	1・2・3・4・5	×4		20		
			ウ 対象者及びその保護者への支援が、高校進学のためにつながる現実的なものであるか。	1・2・3・4・5	×4		20		
			エ 不登校や学習のつまずき等の課題がある対象者及び保護者への支援が想定され、その内容が適切であるか。	1・2・3・4・5	×3		15		
6-2	(2)	高校生及び高校生世代 (15歳～18歳)に対する 取組	ア 高校生の定着支援のための学習の仕方に関する支援方法が具体的で適切であるか。	1・2・3・4・5	×3		15		
			イ 高校生が学校生活や進路選択等について相談できる体制があるか。	1・2・3・4・5	×2		10		
			ウ 将来の進路への動機を高め、その幅を広げるための支援について具体的で実効性があるか。	1・2・3・4・5	×2		10		
<b>4 業務実施体制</b>									
7		職員の役割と業務	仕様書に記載のあるの人員体制、業務内容を踏まえ、業務実施が具体的で実効性があるか。	1・2・3・4・5	×3		15	7.5%	
<b>5 管理運営体制</b>									
8	(1)	区役所との連携	事業を行っていく上で、区役所との連携、情報共有に対する考え方が適切であるか。	1・2・3・4・5	×3		15		
	(2)	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに関する考え方、情報の管理体制が、具体的かつ適切であるか。	1・2・3・4・5	×2		10		
	(3)	リスクマネジメント	事故・不祥事防止の考えた方や、事故防止、災害発生等のリスクマネジメントについての計画内容等が適切であるか。	1・2・3・4・5	×2		10		
<b>6 収支予算</b>									
9		収支予算の妥当性	収支予算は、業務実施内容や業務実施体制等に対して適切な金額となっているか。	1・2・3・4・5	×1		5	2.5%	
<b>【企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組）】 ※配点は各2点</b>									
-	-		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）。		-		2		
-	-		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）。		-		2		
-	-		「次世代育成支援対策推進法」による認定の取得（くろみんマーク・プラチナくろみんマーク・トライくろみんマーク）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし）の取得、又はよこはまグッドバランス賞の認定の取得		-		2		
-	-		青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		-		2		
-	-		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）		-		2		
合計								200	